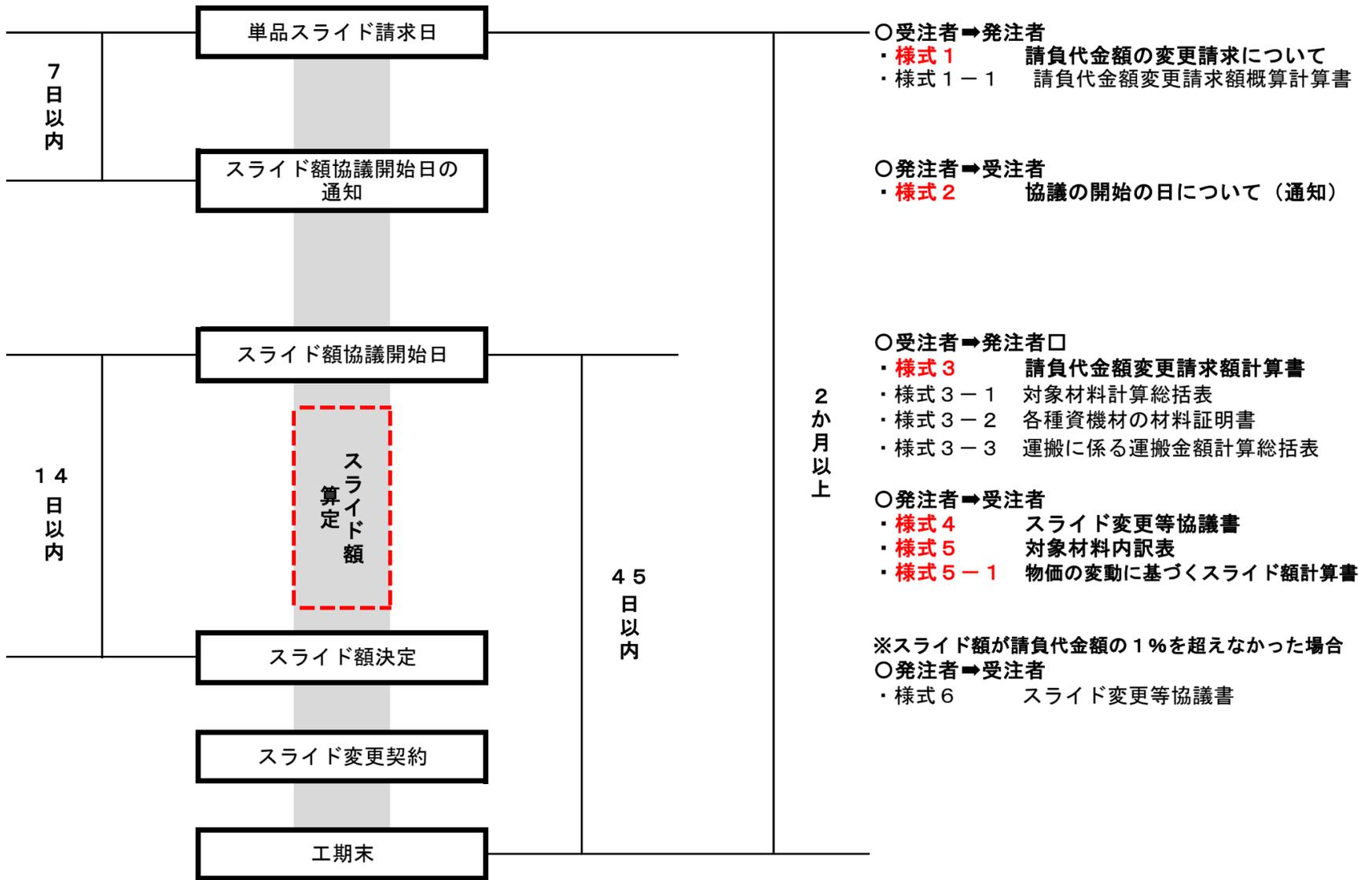


単品スライド条項にかかる実施フロー図及び様式について



※注意事項

【請負代金額について】

- ・物価の上昇に関わらず変更がある場合は、必ずスライド変更契約を行う前に変更契約を完了し数量及び請負代金額を確定すること。
- ・部分払をおこなう工事については、必ずスライド変更契約を行う前に部分払検査及び部分払認定出来高金額を確定すること。（請負代金額から部分払認定出来高金額を差し引いた金額が、スライド対象工事費となる。）

【様式について】

- ・詳細な数量計算ができる場合は、様式 1-1 に代えて様式 3 を用いてもよい。
- ・様式 3-1～3-3 について、数量・変動額等必要な事項が記載されていれば、受注者からの任意様式を用いてもよい。